

令和5年4月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和5年4月13日(木)
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時25分
- 5 出席した教育長及び委員  
花田 忠雄 教育長  
下城 一 委員(第一教育長職務代理者)  
吉田 勝明 委員(第二教育長職務代理者)  
笠原 陽子 委員  
佐藤 麻子 委員  
常陸 佐矢佳 委員
- 6 出席職員  
教育局長 田代 文彦  
副局長 江藤 政克  
教育参事監 濱田 啓太郎  
総務室長 市川 秀樹  
指導部長 増田 年克  
支援部長 古島 そのえ  
企画調整担当課長 櫻山 周  
管理担当課長 高橋 敦  
高校教育課長 渡貫 由季子  
子ども教育支援課長 長田 裕一郎  
特別支援教育課長 片山 葉子
- 7 提出議題 次葉のとおり
- 8 会議録作成者 書記 原 英明

## 教育委員会 4 月定例会 会議日程

日時 令和 5 年 4 月 13 日（木） 9 時 30 分から

場所 神奈川県庁東庁舎 9 階 委員会会議室

（オンライン会議システムを併用）

### 1 議事

#### 日程第 1

定教第 1 号議案 令和 6 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について

定教第 2 号議案 令和 6 年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針について

定教第 3 号議案 令和 6 年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択方針について

定教第 4 号議案 令和 6 年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書採択方針について

定教第 5 号議案 令和 6 年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書採択方針について

#### 日程第 2

報第 1 号 令和 5 年度神奈川県教科用図書選定審議会委員の委嘱等について



により報告します。

1 ページお進みください。「令和5年度 神奈川県教科用図書選定審議会委員名簿」となっております。まず、委員の構成について、一番左の「選出区分」、1号、2号、3号ですが、1号委員は、義務教育諸学校の校長及び教員、2号委員は、県教育委員会の指導主事及び市町村教育委員会の教育長、教育委員及び指導主事等、学校教育に専門的知識を有する職員、3号委員は、教育に関し学識経験を有する者や保護者等です。次に委員の人数ですが、法に基づき、県の条例では15人以上20人以内としています。今年度は平成29年告示小学校学習指導要領に基づく教育課程の実施に伴う2回目の教科書採択替えを行うことから、委員の数を20名としました。委員の人数については、例年どおり、県内の市町村教育委員会、私立学校、国立大学法人の学校、保護者の団体等、県内の関係各機関にご協力いただき、推薦いただいています。今回、岡崎一実委員及び若杉委員に関しては令和元年度からの再任、田村委員は令和2年度から、小林委員は令和4年度からの再任です。なお、1号委員については委員全体のおおむね3分の1と法の規定があることから、1号委員の数は7名としています。

1 ページお進みください。昨年度委員との新旧対照表となっております。

1 ページお進みください。関係法令等資料を掲載しています。教科用図書選定審議会については義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第10条、第11条に基づき、県教育委員会が毎年度設置するものです。設置の目的は、県教育委員会が採択に関する事務について、市町村教育委員会等に適切な指導、助言又は援助を行うに当たり、選定審議会の意見をきくためであり、資料その下の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第8条にあるとおり、当審議会では、採択基準や選定に必要な資料の作成その他指導、助言に関する重要事項を調査、審議することになっております。また、委員の任期は、第7条にあるとおり、令和5年4月1日から8月31日までとなっております。

最後に、8/8 ページをお開きください。教科用図書採択の今後の流れを示しています。報告は以上です。

下城委員

質問がありましたらお願いいたします。

質問がないようでしたら、報告は以上とさせていただきます。

次に、日程第1の定教第1号議案及び定教第2号議案に移ります。

定教第1号議案

令和6年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について

定教第2号議案

令和6年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針  
について

説明者 長田子ども教育支援課長

子ども教育支援課長

定教第1号議案を提案するに当たり、まず、教科用図書の採択についての概要

を説明します。ファイル01-2の「定教第1～5号議案関係」をご覧ください。最初のページに、令和5年度神奈川県教科用図書選定審議会に諮問した事項を記載しています。第1回審議会では、このうち「(1)」から「(6)」までについて答申をいただきました。答申については、後ほどご説明します。

1 ページお進みください。「教科用図書採択スケジュール」の表をご覧ください。表は、上段から小学校、中学校、高等学校、特別支援学校となっています。また、左から右へ年度が打っており、網掛けの部分が今年度、令和5年度となっています。法令により、小・中学校については、種目ごと同一の教科書を4年間採択すると定められています。まず、最上段の小学校等ですが、平成29年3月に告示された小学校学習指導要領に基づく教育課程の実施に伴う教科書採択替えを今年度実施します。次に、上から2段目、中学校等ですが、平成29年3月に告示された中学校学習指導要領に基づいて改訂された教科書の初めての採択を令和2年度に行いました。令和6年度に2回目の採択替えを行う予定です。続いて、3段目、県立高等学校等の教科書については、各学校それぞれが使用する教科書を県教育委員会が一括して採択します。これについては、毎年度採択替えを行います。そして資料の最下段、県立特別支援学校ですが、各学校、児童・生徒個々の状況に応じた県教育委員会での採択ということで、毎年度採択替えを行います。

1 ページお進みください。本県における教科用図書の採択について、校種ごとに採択までの流れのポイントを説明します。まず、「1 義務教育諸学校用の教科用図書の採択について」の「(1)」ですが、県教育委員会の役割として、教科用図書採択地区を設定し、教科用図書選定審議会を設け、その意見を聴いて採択方針を定め、これを基に市町村教育委員会等に対し、指導、助言又は援助を行います。「(2)」ですが、市町村教育委員会等の採択権者は、県教育委員会の指導、助言等を受け、種目ごとに1種の教科用図書を採択します。なお「(2)」後半の括弧書き、「学校教育法附則第9条に規定する教科用図書」ですが、これは特別支援学校、特別支援学級で使用されるもので、市販されている絵本等、いわゆる一般図書と呼ばれるものも含めた中から、毎年度採択替えを行います。

次に「2 県立中等教育学校の前期課程の教科用図書の採択について」、記載のとおりの流れで手続きを進め、県教育委員会が採択を行います。

次に「3 県立高等学校等の教科用図書の採択について」、まず、県教育委員会が採択方針を定めます。1 ページお進みください。学校ごとに校長を議長とする教科書選定会議を開催し、採択方針及び「教科書執筆等及び教科書選定手続に関するガイドライン」に基づき、次年度の使用希望教科書を選定し、選定理由を添えて県教育委員会に提出します。提出された各学校の使用希望教科書について、指導部長を委員長とし、校長代表や外部有識者で構成する教科書調査委員会で調査研究を行った上で、県教育委員会に付議し、一括してご審議いただいております。

次に「4 県立特別支援学校小学部及び中学部の教科用図書の採択について」、学校ごとに専門委員会を設け、採択方針に基づき採択希望教科用図書表を作成し、県教育委員会に申し出て、審議会の意見を聴いた上で県教育委員会が採択しております。

最後に「5 県立特別支援学校高等部の教科用図書の採択について」ですが、学校ご

とに選定委員会を設け、採択方針に基づき採択希望教科用図書表を作成し、県教育委員会に申し出て、教科用図書調査委員会の意見を聴いた上で県教育委員会が採択します。

次のページからの「別表」は、今説明した校種別の教科用図書の採択の仕組みを図で示しています。資料記載の5/23 ページが義務教育関係、6/23 ページが県立高等学校、7/23 ページが県立特別支援学校高等部です。また、8/23 ページ以降には関連の法令等について掲載しましたので、後ほどご覧ください。

それでは、定教第1号議案について説明します。ファイル01の「定教第1号議案」をご覧ください。提案理由ですが、4月10日に、神奈川県教科用図書選定審議会から答申がありましたので、この答申に基づき本県の採択方針を制定いたしたく提案するものです。1ページお進みください。採択方針の全文を記載しています。

さらに1ページお進みください。答申に基づき作成した採択方針案の「1」から「6」について、ポイントを説明します。まず「1 令和6年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について」ですが、採択に当たっての考え方を「(1)」から「(6)」に示しています。「(1)」ですが、教科用図書は、検定を通った教科書の一覧である教科書目録から採択すること、「(2)」は、教科用図書採択地区に設置される審議会等は、すべての教科書について調査研究し、結果を報告することを示しています。

「(3)」は、複数市町村で採択地区を構成する場合の手続きについて示しています。

「(4)」は、適正かつ公正な採択の確保や開かれた採択の推進を図る観点から、教科書採択に係る情報について、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、積極的な公開に努めること、「(5)」は、採択にあたって静ひつな環境を確保するとともに、疑念の目が向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めることを示しています。「(6)」は、神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に新たに教科用図書を採択する必要が生じた場合について示しています。

次に「2 教科用図書採択基準について」ですが、各地区で行う採択の基準として、記載のとおり3点を挙げています。

4/11 ページをご覧ください。「3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について」ですが、これは市町村教育委員会が単独で教科用図書を採択するための方法を示したものです。基本的に、県教育委員会が行う採択の仕組みに準じております。

次に、4/11 ページから5/11 ページにかけて記載がある「4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について」ですが、これは、同一地区内の各市町村教育委員会が同一の教科用図書を採択するための方法を示したものです。

5/11 ページをご覧ください。「5 令和6年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について」です。今年度の教科書の調査研究に当たり、具体的にどのような観点に基づいて調査研究を進めていくかということを示しています。令和4年度教科書検定に合格した新たな教科書を調査研究するため、その観点について、4月7日の選定審議会にお諮りしました。今回、学習指導要領が改訂されていないため、平成31年度に行われた教科書採択替えの際に作成した観点を基にしながら改めて見直しを行い、一部加筆しております。

平成31年度に作成した観点から追加している部分についてご説明します。9/11 ペー

ジまでお進みください。「(シ) 外国語」における学習者用デジタル教科書についてです。国においては、令和6年度から、すべての小中学校等を対象に、小学校5年生から中学校3年生に対して、英語のデジタル教科書が提供されることを踏まえ、外国語の令和5年度教科書採択では、紙の教科書を調査し、採択の対象とすることを原則とした上で、採択権者の判断で、必要に応じて英語のデジタル教科書について調査し、採択の考慮事項とすることができるようにするとされています。そこで、外国語については、学習者用デジタル教科書の見本版についても調査の対象とします。なお、学習者用デジタル教科書は、全体ではなく、その一部のみが見本版として提供される見込みとなっております。

次に、同ページ下段をご覧ください。「6 令和6年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について」ご説明します。まず、特別支援教育関係教科用図書とは、記載のとおり、小学校若しくは中学校の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書のことです。1ページお進みください。構成は「ア 教科・種目に共通な観点」と、11/11 ページ中段、「イ 教科・種目別の観点」の大きな二つであり、記載内容は昨年度の調査研究の観点と同様です。定教第1号議案の説明は以上です。

続いて、定教第2号議案について説明します。ファイル02「定教第2号議案」をご覧ください。令和6年度に県立中等教育学校の前期課程で使用する教科用図書の採択等について、今回、神奈川県教科用図書選定審議会からの答申に基づき標記方針を制定いたしたく提案するものです。

1ページお進みください。令和6年度に平塚、相模原の両中等教育学校で使用する教科用図書については、中段以降、「1」から「3」に示した方針にのっとり、県教育委員会において採択してまいります。内容については、昨年度と大きな変更はありません。

定教第2号議案の説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

下城委員 質問がありましたらお願いいたします。笠原委員。

笠原委員 まず、前回の採択から学習指導要領が変化していないのですが、新型コロナがその間にあり、新型コロナによって、学習環境であるとか学習の教材の提供の仕方等が変わってきていると思うのです。同時に、今後のことを考えたときに、教科書の展示会が開催されると思うのですが、例えば新型コロナ等が今後どうなるかというのがまだ分からないこともある関係で、展示会に関しては、具体的に新型コロナ等に対して何らかの対応をとるようなことは事前にお考えになっているのでしょうか。

支援部長 昨年も展示会を実施しました。これまで新型コロナの状況の中で感染症対策等を各会場ですてきており、そうしたことを基にして、対応についても引き続き行ってまいります。

笠原委員 当然、ある一定の決められた期間だと思うのですが、例えば、その期間の延長等というのは、弾力的な対応について国から具体的なものが出ているのでしょうか。それぞれ

の自治体や展示会会場の市町村に一任されているのでしょうか。基本的には、県がどう  
いうふうを考えるかということがあると思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

子ども教育支援課長 今年度、教科書展示会については、6月14日から7月18日までの間の14日間  
を予定しております。特段の期間の延長や、笠原委員がおっしゃったことは、各採択権  
者の自治体に委ねられるところもあるのですが、ただ、各地区の感染状況、教科書展示  
会のスペースや来られる人数の状況にもよるので、そこででき得る限りの感染症対策を  
図っていただくことは、改めてお願いしたいと考えています。

笠原委員 展示会に絡んでもう1点よろしいですか。音声教材の展示に関しては、展示会の会場  
等ではどのような扱いになっているのでしょうか。

子ども教育支援課長 会場ごとに置き方や示し方というのは若干の差異はあるかもしれませんが、特  
別支援学校や特別支援学級で使用されるであろう教科書、例えば、ボタンを押せば音が出  
るとか、そういうものについても同様に展示をするようになっています。

笠原委員 では、求められたら展示ができる、また、元々そこに展示されている、その辺は差が  
あるのですか。必ず置いてあるという状況ではないのでしょうか。状況等が分かりまし  
たら教えていただければと思います。

下城委員 他にいかがでしょうか。常陸委員。

常陸委員 基本的なところで教えていただきたいのですが、義務教育については4年間で採択替  
えということで、高等学校、特別支援学校は毎年度というふうにご説明いただいている  
のですが、この4年間と毎年度の理由というのはどんなところにあるのでしょうか。

子ども教育支援課長 義務教育の関係については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する  
法律と義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令にて定められていま  
す。4年というところなのですが、以前は採択の期間は3年でしたが、平成2年4月に  
同法令の施行令の一部改正があり、採択の期間が義務教育に関しては4年と定められま  
した。その大きな理由としては、やはり3年ですと、教員等の教科書に関する研究が十  
分ではなくなる可能性があることや、教科書の発行者における編集・発行において、教  
科書を実際に学校で使用した状況を基に、研究成果を次の改訂に活かすためには、3年  
ではやはり短いということから4年に延長されたと認識しております。ですので、義務  
教育に関しては4年となっております。

高校教育課長 公立の高等学校及び中等教育学校の後期課程については、義務教育諸学校の教科用図  
書の無償措置に関する法律に規定する採択地区ごとの同一教科書採択の定めはありません。  
このために、高校では、教育委員会が採択方針を決めて、採択期間1年間というこ  
とで採択しております。

下城委員 他にいかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員 採択方針の「公正の確保に留意する」ということに関連してお伺いしたいのですが、昨年も西日本で、教科書会社の方が先生方に不正な働きかけを行ったということがあったと思いますけれども、そういうことを防止して公正を担保するために、どのような対策があるのかお伺いしたいと思います。先ほどの選定審議会の委員の名前というのは公表されるのだと思いますが、具体的に調査にあたる方のお名前が公表されるようなことになっているのかをお伺いします。

支援部長 調査員については、調査が終わった後にお知らせをするということで行っています。公正の確保については、リーフレットを作成し、そのリーフレットを使って、昨年度の2月のうちから、市町村教育委員会指導事務主管課長研究協議会等で周知しております。今年度についても、年度初めのところで文部科学省から公正確保の通知が来ておりますので、それを速やかに市町村の方にお送りするというのと、4月早々の市町村教育委員会指導事務主管課長会議の中で、リーフレットを使って再度周知しております。今後も機会を捉えて行っていきたいと考えています。

下城委員 他にいかがでしょう。笠原委員。

笠原委員 先ほど、学習者用のデジタル教科書が調査対象になったということをお伺いしたのですが、それに絡んで、今回の採択方針について見直す必要性はなかったのかどうか、結果的には見直す必要がないというご判断だと思うのですが、通常の紙ベースのものとデジタルベースのものは基本的に使い方も違うでしょうし、見る観点も違ってくると思うのですが、具体的にどのような内容の精査をして、結果として問題ないということになったのかという、プロセスと協議の内容等について教えていただければと思います。

子ども教育支援課長 外国語の学習者用デジタル教科書については、先ほどもご説明しましたが、全体ではなくその一部のみが見本版として提供される見込みです。基本的には、紙の教科書がデジタル教科書になっている、同様のものと捉えておりますので、調査研究の観点については、平成31年4月に策定したものと同様とすることが適切であろうと考えました。学習者用のデジタル教科書も、同じ視点、観点で調査していくということを現在考えています。現時点で、文部科学省から見本版というのがまだ我々の手元に届いていない状況ですので、届き次第、精査し検討するように考えております。

支援部長 補足させていただきます。デジタル教科書については、これまで実証事業等で学校での使用がありましたので、そのことについて指導主事の中でだいぶ議論をして、今の観点の中に「コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を総合的に育成できるように、実際の言語の使用場面や言語の働き等に十分配慮した題材を取り上げる等、工夫や配慮がなされているか」という観点があります。その部分で、紙の教科書もデジタル

教科書も同様に調査ができると。観点は変えませんが、この後調査委員会の方で調査の項目等を検討してまいりますので、その部分で再度検討していきたいと考えております。

笠原委員        例えば「(エ) 分量・装丁・表記等」という中で3点上がっていると思うのですが、これは多分紙を想定していることになると思うのです。デジタルになると、もちろん内容的な面に関して言えば同じかもしれないですが、操作するというプロセスが入ることによって、子どもにとっての使い勝手は当然違ってくると思うのです。そうした部分に関して、デジタルも同じような観点でいいのか、是非調査委員会の中で、具体的な調査項目として入れていただきながら、きちんと調査ができるようにしていただければと思います。意見として申し上げておきます。

下城委員        今回の件に関して、私からも一言質問させてください。今回の義務教育諸学校の採択替えに関しては、見本版を検討しなさいということのようですが、見本版を検討する、それで採用できるのかというのが少し疑問です。ただ、デジタル教科書に関しては、個別最適化の教育ができる、それからGIGAスクール構想、日本は遅れていたわけですが、新型コロナにより少し前倒しで若干追いついてきたというところの中で、どんどん進んでいくのだろうと思うのです。何とか間に合わせたいということで、見本版でもとにかくやってくださいということなのだと思うのですが、後々、国から、例えば「来年度は導入してください」となると、採択の年度と合わなくなってきます。高校の場合は間に合いますけれど。この後、後手後手になるのかもしれないですが、文部科学省から通達が来るかもしれないということについての備え、お考えがありましたらお聞かせいただければと思います。

支援部長        見本版については、一部というのは、第1章のような形で、一つの学習のまとまりでくるということですので、予想としては、各まとまりがそれぞれ教科書会社によってどのような構成になっているかということが分かるような見本版が来ようかと思えます。ですので、それを基本として調査研究をすることで、ある程度の状況は把握できるのではないかと考えております。今後なのですが、国も、次は算数、数学をというような見込みの部分で、そういった情報もいただいているところですので、最新の情報をいただいて、速やかに対応していきたいと考えています。

下城委員        速やかに対応しなければいけないと思うのですが、何しろ教科書ですから、採択方針にのっとり、きちんと審査しなければいけないところの兼ね合いで、急がなければいけないのとききちんと審査しなければいけないところが、きちんとかみ合って進むようお願いしたいと思います。

笠原委員        見本本に関連して、前回だったか、特別支援学校の教科書の採択に当たって、見本本という形で最終的にその採択の資料が上がってきたときがあり、それが非常に問題になったと思うのです。採択するときには、見本本ではなく正式なものとしてきちんと採択



は、平成 30 年告示の学習指導要領、令和 3 年度入学生は、平成 21 年告示の学習指導要領に、それぞれのとった教科書のうちから採択することとなります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

下城委員 質問がありましたらお願ひいたします。  
質問がないようでしたら、採決について教育長にお願ひいたします。

教育長 定教第 3 号議案について、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。  
それでは、下城委員お願ひします。

下城委員 それでは、次に、定教第 4 号議案及び定教第 5 号議案に移ります。

定教第 4 号議案 令和 6 年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書採択方針について

定教第 5 号議案 令和 6 年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書採択方針について

説明者 片山特別支援教育課長

特別支援教育課長 定教第 4 号議案についてご説明します。ファイル 04「定教第 4 号議案」をご覧ください。令和 6 年度に県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書の採択等についての答申に基づき、標記方針を制定するために提案するものです。小学部及び中学部で使用する教科用図書については、県立ですので、県教育委員会が採択権者として採択することとなります。

1 ページお進みください。「令和 6 年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書採択方針」です。中段以降「1」から「3」にお示ししているように、採択方針を定めております。「1 特別支援学校の小学部及び中学部においては、学習指導要領に定められた各教科の目標を達成する上で適切に編集されているか、また、児童・生徒の障がいの状態及び特性等からみて適切なものであるか、という基本的な観点に基づいて教科用図書の調査研究を十分に行い、児童・生徒の一人ひとりの特性、学校及び地域の実情等を考慮して採択する」「2 文部科学大臣が作成する教科書目録（令和 6 年度使用）及び学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書から採択する」「3 採択に当たっては、公正の確保に留意する」としております。内容については、昨年度と特に変更はありません。以上、定教第 4 号議案の説明です。

続いて、定教第5号議案についてご説明します。ファイル05「定教第5号議案」をご覧ください。令和6年度に県立特別支援学校の高等部において使用する教科用図書の採択方針を制定するために提案するものです。

1ページお進みください。「令和6年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書採択方針」です。高等部で使用する教科用図書については、定教第4号議案でご説明した、小学部及び中学部で使用する教科用図書と採択方法は異なりますが、中段以降、「1」から「3」にお示したように、採択方針は同様の内容となっております。内容については、昨年度と特に変更点はありません。以上、定教第5号議案の説明です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

下城委員                    それでは、質問がありましたらお願いいたします。常陸委員。

常陸委員                    「生徒の障がいの状態及び特性等からみて適切なものであるか」という観点に基づくということですが、それぞれ障がいの状態が違う中で、どのように教科書等を選ばれるのかということと、義務教育では、外国語ではデジタル教科書を入れるというお話ですが、デジタル教科書の特別支援学校への導入は、何か流れがあるのでしょうか。

特別支援教育課長        まず、障がいの状況が違う子どもたちにどのように教科書を選ぶのかというご質問ですが、子どもたち一人ひとりの障がいに基づく困難さ、理解の程度、生活への広がり、これまでの学習の取組、様々なものを踏まえて、一人ひとりの児童・生徒の課題を見定めて、必要な指導と支援の内容を考えており、個別教育計画と呼んで計画を立てております。この個別教育計画の下、一人ひとりの児童・生徒にとって適切な教科用図書を選んでいくということをしてしております。例えば、「子どものマナー図鑑」という一般図書は、出かけるときのマナーを取り上げた内容で構成されており、児童・生徒が実際に街に出かけたときに会う様々な場面を想定したイラストが描かれていて、そうした場面ごとの留意すべきポイントについて簡単な言葉で説明があり、言葉と絵を関連させながら理解を深められるというような本を選んで、社会性やルール、規範等を学ばせたいというようなお子さんに、そうした教科書を選んでいくという作業をしております。

デジタル教科書の導入についてですが、知的障がいを伴わない、例えば、視覚障がいのお子さんや聴覚障がいのお子さんであれば、小学校と同じ教科書を使って学ぶというお子さんたちもいらっしゃるのです。その方たちについては、デジタル教科書が同じように導入されていくということは国の方針のとおりですが、それ以外の知的障がいのあるお子さんたちが学ぶ教科用図書については、まだデジタル教科書が対応されていない状況があり、今、そこについてはこれから文部科学省が検討していく段階と聞いております。

下城委員                    特別支援教育で個別教育計画とおっしゃいましたね。個別最適の教育ということで、他の学校では、一斉授業に基づく人数制の教育をやっているのですが、ゆくゆくはそのような方向に学校全部が変わっていく。教科書が全部、一人ひとりに個別最適なという。神奈川県はインクルーシブ教育を一生懸命やっていますので、その部分も導入を早

めていかなければいけない。特別支援学校のノウハウが、定時制等はもちろんですが、これから先、あらゆる学校の教育のノウハウに生きてくるのだらうと思いますので、そういうことも含めて、今、縦割りでご報告いただいているのですが、大きな視点でもって神奈川の教育を考えていければと思います。その良い動きが始まっているのかと思いました。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いいたします。

教育長            ただいまの定教第4号議案及び定教第5号議案について、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

全委員            異議なし。

教育長            ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて4月定例会は閉会いたします。

令和5年4月13日

会議録作成者 書記 原 英明